

令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰
越計算報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定により、令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	目	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 支 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国 庫 補 助 金	企 業 債	そ の 他			
1	1	管 渠 管 理 費	18,238,000	0	18,238,000	6,000,000	0	12,238,000	0		国庫補助事業の追加補正により標準工期が確保できないことから、繰り越したものである。
		処 理 場 管 理 費	6,341,212	837,541	1,519,749	0	0	1,519,749	3,983,922	0	栃木県下水道資源化工場への事業負担金において、汚泥運搬車の台数及び仕様の決定に時間を要したため、繰り越したものである。